

女性委員割合が40%未満の審議会等一覧（R6.4.1時点）【数値目標40%】

No.	審議会等の名称	担当課	女性委員割合	数値目標未達成の理由
1	佐賀県防災会議	危機管理防災課	37.0	委員改選にあたり、関係機関に対して県の方針を説明し、「女性委員の推薦」について依頼したが、知識や経験を有する該当者がいないとの理由により推薦がなく、結果的に達成できなかった。
2	佐賀県メディカルコントロール協議会	危機管理防災課 消防保安室	11.5	当協議会の協議事項は、救急搬送のメディカルコントロールや医療機関への伝達に係る実施基準等、極めて専門的かつ技術的な内容である。このため、一定以上の現場経験の重要性を鑑みて当該関係機関のある程度の地位にある方が適任であるため。
3	佐賀県国民保護協議会	危機管理防災課	20.5	委員は、法第38条第4項で掲げる者のうちから、知事が任命することとなり、第4項で掲げるものは、「都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の実施に係る関係機関の代表者及び国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者である。」とされており、該当者がいなかったため。
4	伊万里港地方港湾審議会	港湾課	22.2	委員改選にあたり、関係機関に対して県の方針を説明し、女性の積極的な推薦を依頼したが、結果的に女性委員の推薦がなかったため。
5	唐津港地方港湾審議会	港湾課	27.8	委員改選にあたり、関係機関に対して県の方針を説明し、女性の積極的な推薦を依頼したが、結果的に女性委員の推薦がなかったため。
6	吉野ヶ里遺跡弥生時代調査指導委員会	文化財保護・活用室	28.6	本委員会の目的は発掘調査に対する指導・助言を行うことであることから、考古学を専門とし、かつ発掘調査の知識・経験が豊富で、吉野ヶ里遺跡の調査について指導・助言が的確にできる学識経験者を選任している。委員の選任にあたって、大学及び研究機関で適任と認められる女性の学識経験者を精査したが、2名しかいなかった。
7	名護屋城跡並陣跡保存活用計画策定委員会	文化財保護・活用室	33.3	本委員会は特別史跡「名護屋城並びに陣跡」の調査・整備の方針の策定及び実施にあたって、考古学・城郭史・建築史・史跡整備等の各分野における全国的な視点から専門的協議・検討・指導を行うものである。現在のところ、これらの各分野において全国的な知見から適切に指導・助言を行う女性の研究者はいない。
8	名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画策定委員会	文化財保護・活用室	0.0	本委員会は国の名勝九年庵庭園の保存、整備活用に向けた方針・基準を定める「保存活用計画」、今後の整備事業の基本計画を検討する委員会である。検討対象が庭園史・古建築といった専門性が高い分野であるため、全国的に専門家が限られ、委員選定にあたり女性委員の適任者がなく、目標達成ができなかった。
9	佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会	佐賀城本丸歴史館	38.5	推薦の依頼をする際、性別に偏りがないよう女性も積極的に推薦いただきたいと説明をしたが、各推薦団体の事情により目標値を達成できなかった。
10	佐賀県人権施策推進審議会	人権・同和対策課	31.8	委員の任命に当たっては、様々な人権問題の関係団体からの適切な人材の推薦を踏まえて行っている。関係団体に委員の推薦依頼を行う際は、役職等の職に限定せず、女性参画促進の観点も踏まえて推薦していただけるよう、対面や電話で説明した上で依頼しているが、結果的に女性委員の推薦がなかったため目標達成ができなかった。
11	佐賀県環境放射能技術会議	原子力安全対策課	20.0	当会議は、環境放射能調査及び温排水調査の実施及び調査結果等について技術的な意見を聞くため、原子炉工学、基礎放射線医学、水産学等の学識経験者から構成しているが、女性の適任者が見当たらなかったため。
12	佐賀県自然環境保全対策検討会	有明海再生・環境課	12.5	当該検討会の内容が県内の希少動植物の生息状況や公共工事の工種に関する特殊な内容であるため、このような専門的知識を有する人材が少なく、その中でも女性は該当する人材が極めて稀な状況である。
13	佐賀県希少野生生物調査検討会	有明海再生・環境課	14.3	当該検討会の内容が県内の希少動植物の生息状況に関する特殊な内容であるため、このような専門的知識を有する人材が少なく、その中でも女性は該当する人材が極めて稀な状況である。

14	佐賀県指定難病審査会	健康福祉政策課	28.6	指定難病患者の医療費助成の可否等を判断する審査会であり、学識経験者の中でも各専門領域の診断経験や十分な知識が必要である。条件に該当する女性委員の選任を進めているが基準を満たす数の選任には至らなかったため。
15	感染症の診査に関する協議会	健康福祉政策課	29.6	感染症の入院及び治療費助成の内容に対する可否等を判断する審査会であり、十分な医学的知識・経験を備え合わせた女性の専任のため、関係団体に推薦依頼を行っているが、基準を満たす数の専任には至らなかったため。
16	原子爆弾健康管理手当等認定委員会	健康福祉政策課	0.0	健康管理手当等の支給認定を判断する審査会であり、指定医療機関の医師が作成する診断書等の的確な審査が必要である。関係団体へ推薦依頼の際に女性委員の積極的な推薦を説明しているが推薦には至らなかったため。
17	佐賀県循環器病対策推進協議会	健康福祉政策課	18.2	各団体へ推薦依頼の際に女性委員における適任者の推薦参画促進の趣旨を説明した結果、前回より女性委員数が1名増えたものの基準を満たす数の選任には至らなかったため。
18	肝炎治療費助成認定協議会	健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室	25.0	医療費助成等の内容に対する可否等を判断する審査会であり、学識経験者の中でも重度肝疾患の診断経験や十分な知識が必要である。条件に該当する女性医師の選任を進めているが、基準を満たす数の選任には至らなかったため。
19	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付認定協議会	健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室	25.0	医療費助成等の内容に対する可否等を判断する審査会であり、学識経験者の中でも重度肝疾患の診断経験や十分な知識が必要である。条件に該当する女性医師の選任を進めているが、基準を満たす数の選任には至らなかったため。
20	佐賀県医療審議会	医務課	27.3	推薦依頼に際しては、女性の候補者推薦への配慮をお願いしているが、本会の審議事項が医療政策の重要案件であることから、責任をもった審議・判断を行うため、関係団体の長等が選任されている。そのため、数値目標を達成できない状況にある。
21	佐賀県後期高齢者医療審査会	国民健康保険課	33.3	委員改選の際、基本方針に沿った選任を行うため、推薦団体に対して適任者のうち女性の優先的な推薦を依頼しているが、各団体からは本審査会の重要性や専門性を考慮し候補者を推薦していただけており、結果的に数値目標達成とはならなかった。
22	佐賀県薬物検討審査会	薬務課	20.0	現在、審査会委員（5名）については、①薬理学の専門家、②医療の専門家、③薬物依存症の専門家、④医薬品等の専門家、⑤薬物の分析に関する専門家から構成しており、それぞれの団体と協議し、専門的な知識を有する人材の打診を得て、⑤薬物の分析に関する専門家として、女性の専門家の提案を受け、任命した。しかしながら、他の分野については、現時点では、女性の専門家は不在であるため。
23	佐賀県献血推進協議会	薬務課	31.3	推薦を依頼した団体において、それぞれの事情により女性候補者がいない団体があったため。
24	佐賀県クリーニング師試験委員会	生活衛生課	33.3	クリーニング師試験問題の作成等に関して、見識を有する適切な人材の発掘が困難であるため。
25	佐賀県社会福祉審議会	社会福祉課	37.9	学識経験者や社会福祉従事者の区分で本審議会委員として推薦していただく候補者は、要職に就かれている男性が多く、なかなか目標値を達成できないのが現状である。
26	佐賀県介護保険審査会	長寿社会課	33.3	現任委員の人事異動に伴い女性委員の積極的な推薦を依頼したが、適任者がいなかったため。
27	佐賀県障害者施策推進協議会	障害福祉課	26.7	当協議会は「障害者プラン」や「障害者福祉計画」の策定等、佐賀県の障害者施策の基本指針となるものを策定する重要な役割を担っている。その委員には、障害者本人は勿論、保護者又は事業者等の関係者など幅広く選出する必要がある。 現在の委員構成は①障害種別（身体・知的・精神・発達・難病）、②団体（当事者・保護者・施設（病院））、③分野（労働、教育、市町、社協）ともにバランスが取れていることから、団体推薦により委員を選定しており、依頼の際は団体の長や役員等に限定せず女性の積極的な推薦を依頼しているが、結果として目標を達成できなかった。

28	佐賀県精神医療審査会	障害福祉課	30.8	委員改選の際、基本指針に沿った選任を行うため、推薦団体に対して適任者のうち女性の優先的な推薦を依頼しているが、各団体からは本審査会の重要性や専門性を考慮し候補者を推薦していただけており、結果的に数値目標達成とはならなかった。
29	佐賀県農政審議会	農政企画課	39.1	令和6年度当初は委員の退任に伴い2名の欠員が生じていたため。なお、令和6年7月に新たに2名の委員（うち女性1名）が就任されたことから、現在の女性委員の割合は40%（男性15名、女性10名）となっている。
30	建設業審議会	建設・技術課	37.5	女性委員の登用について目標を達成すべく関係行政庁、建設工事の需要者、建設業者などの各推薦団体に対し女性委員の推薦を依頼したが、各推薦団体の事情により登用がかなわなかったため。
31	佐賀県川づくり委員会	河川砂防課	30.0	本委員は、各分野において、専門的知識・経験を有する者を対象としており、また、計画に対し公平・中立な立場から判断をなし得ることが求められる。委員選任にあたっては、前委員や関係課の推薦などを基に、専門性・中立性等において信頼の高い委員を選任しており、結果として、基準を満たす数の選任には至らなかった。